

令和 7 年度上勝町障害者優先調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設
（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

（2）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用推進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件（①～③の全てを満たすこと。）

- ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
- ② 障害者の割合が従業員の 20 % 以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30 % 以上

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
- イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

（1）物品

- ア 農作物
- イ 加工食品

- ウ 繊維・皮革製品
- エ 木工製品
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 印刷
- イ リサイクル事業
- ウ クリーニング
- エ リネンサプライ
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 町は、障害者就労施設等からの物品等調達方針を毎年度作成し、調達実績や調達予定を勘案の上、年度ごとに障害者就労施設等からの調達目標を設定する。
- (2) 町は、障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報に基づき各機関に対して優先調達を依頼する。
- (3) 各機関は、地方自治法施行令及び町財務規則等に定める随意契約も活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直ししたときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

令和7年度の調達目標額は、令和6年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

9 進行管理

調整担当部署は、調達の目標を達成するため、年度途中における調達状況の把握を行い、進行管理に努めるものとする。

10 調整担当部署

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する調整事務は、住民課が行う。

11 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

12 施行日

この方針は、令和7年7月1日から施行する。